

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第20報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和元年10月31日 保医発1031第5号 「検査料の点数の取扱いについて」
- ・令和元年10月31日 保医発1031第7号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和元年11月18日 保医発1118第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
439	右	下から23行目	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) ウイルス・細菌核酸多項目同時検出</p> <p><u>ア 区分「D012」感染症免疫学的検査の「23」インフルエンザウイルス抗原定性及び「26」D-アラビニトール、クラミジア・ニューモニエIgM抗体、クラミジア・トラコマチス抗原定性並びに区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」マイコプラズマ核酸検出及び「8」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)、百日咳菌核酸検出の所定点数を合算した点数を準用して算定する。この際、別に実施した以下の各病原微生物に係る抗原、抗体及び核酸検出検査(定性及び定量を問わない。)については別に算定できない。</u></p> <p><u>インフルエンザウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌</u></p> <p><u>なお、区分「D026」検体検査判断料を算定する場合は、「6」微生物学的検査判断料の所定点数を算定できる。</u></p> <p><u>イ 本検査は、マイクロアレイ法(定性)により、鼻腔咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ及び百日咳菌の核酸検出を同時に行った場合に算定する。</u></p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

			<p><u>ウ 本検査は、区分「A300」救命救急入院料、区分「A301」特定集中治療室管理料、区分「A301-4」小児特定集中治療室管理料、区分「A302」新生児特定集中治療室管理料又は区分「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定する患者であって、重症呼吸器感染症と診断した、又は疑われる場合に、病原微生物の検索のために使用した場合は1回に限り算定できる。なお、検査を実施した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>エ 本検査は、感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師（専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師（専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上配置されている保険医療機関に限り行うこと。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。</u></p> <p>(6)～(26) 略</p>		
679	右	下から1行目	<p>J038 人工腎臓(1日につき)</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) 「1」から「3」までの場合(「注13」の加算を算定する場合を含む。)</u>には、ロキサデュスタット錠は、エリスロポエチン製剤及びダルベポエチン製剤と同様のものとみなし、その費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。「1」から「3」までの場合(「注13」の加算を算定する場合を含む。)であって、ロキサデュスタット錠を処方する場合には、院内処方を行う。</p> <p>(6)～(26) 略</p>	<p>J038 人工腎臓(1日につき)</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5)～(25) 略</p>	字句挿入
685	右	下から15行目	<p>J041-2 血球成分除去療法(1日につき)</p> <p>(1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ、エ又はオのとおり実施した場合に算定できる。</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>J041-2 血球成分除去療法(1日につき)</p> <p>(1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、クローン病又は膿疱性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ又はエのとおり実施した場合に算定できる。</p> <p>ア～エ 略</p>	字句挿入

			<p><u>オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない関節症性乾癬患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止する。</u></p>	(新設)	
789	右	上から1行目	<p>K311 鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)</p> <p><u>トラフェルミン(遺伝子組換え)を用いた鼓膜穿孔閉鎖に当たっては、6か月以上続く鼓膜穿孔であって、自然閉鎖が見込まれない患者のうち、当該鼓膜穿孔が原因の聴力障害を来し、かつ本剤による鼓膜穿孔閉鎖によって聴力障害の改善が見込まれる者に対して実施した場合に限り、区分「K311」鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)の所定点数を準用して算定できる。なお、診療報酬請求に当たっては、診療報酬明細書に本剤による鼓膜穿孔閉鎖を実施する医学的必要性の症状詳記を添付する。</u></p>	<p>K311 鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入